



医師国民健康保険組合とは

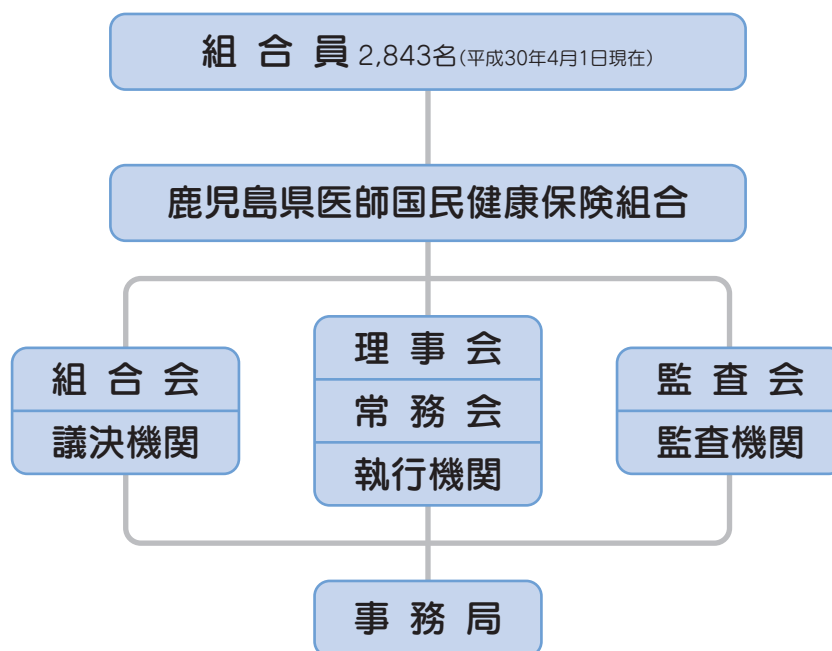
1 医師国民健康保険組合とは

鹿児島県医師国民健康保険組合は、鹿児島県医師会を母体として、昭和32年10月に鹿児島県知事の認可を受けて設立されました。

国民健康保険法に基づいた公法人で、鹿児島県内の医師で組織された国民健康保険組合です。

国民健康保険制度は、地域住民を対象とした市町村で行う国民健康保険と、同種の事業や業務に従事する人たちで行う国民健康保険組合があります。いずれも傷病、分娩、死亡等に関して給付を行い、加入者の健康の保持増進や生活の安定を図る目的をもって設立されております。

2 医師国民健康保険組合の組織





医師国民健康保険組合の事業のご案内

3 医師国民健康保険組合への加入

医師国民健康保険組合の被保険者となることができるのは、鹿児島県医師会員とその家族、医師会員が開設する医療施設に勤務する従業員とその家族で鹿児島県内、並びに宮崎・熊本県の本県に隣接する市町村に住所を有する方です。

被保険者になることのできる方

● 医 師（医師組合員）

鹿児島県の区域内の市町村と宮崎県及び熊本県の鹿児島県に隣接する市町村に住所があり、かつ医療の事業又は業務に従事する鹿児島県医師会員で、社会保険などの被用者保険に加入していない74歳以下の方

● 家 族（医師組合員の家族）

医師組合員と同一世帯に属する家族の方
医師組合員と同じ世帯で、扶養義務やその他特別の事情がある方

● 従業員

医師組合員の開設する病・医院に勤務し、健康保険などの被用者保険に加入していない方

● 従業員の家族

被保険者の従業員と同一世帯に属する家族の方

※同一世帯に属するものとは

直系の尊属（父母、祖父母等）、配偶者（内縁関係も含む）、法律上の子または孫、その他特別の事情がある場合（原則同一住所であること）

後期高齢者組合員

従来より本組合に被保険者資格を有し、75歳の誕生日に達し、所定の届け出をした方

（被保険者資格は「後期高齢者医療制度」に移行しますが、本組合の保健事業をご利用できます）

健康保険被保険者適用除外

1人医師医療法人の医療機関の従業員、及び5人以上の従業員のいる個人事業所の医療機関の従業員は、「健康保険適用事業所」となるため健康保険（協会けんぽ）と厚生年金が適用されます。しかし、現在医師国民健康保険組合に加入している被保険者については、「健康保険被保険者適用除外」の承認を受けることで、医療保険については従来通り医師国民健康保険組合の被保険者資格を継続することができます。

健康保険被保険者適用除外承認申請書の用紙は、組合事務局に用意しております。

4 保険料(月額) (平成30年4月現在)

医療保険分

- 1 医師組合員（後期高齢者組合員を除く）
 - (1)平等割 14,500円
 - (2)所得割
前年の診療報酬総額（介護保険報酬額を含む）の1,000分の3に相当する額を月額平均した額 最低額 4,500円
最高額 25,000円
- 2 従業員 1人 6,600円
- 3 家族 1人 5,400円
- 4 後期高齢者支援金分 1人 2,400円
- 5 介護納付金（月額） 1人 4,100円
（満40歳以上65歳未満の方）
- 6 後期高齢者組合員 1人 2,000円
（75歳以上の方）

計算例

医師組合員（48歳）、配偶者（45歳）、子2名の構成で前年の診療報酬が5千万円の場合

区 分		保険料(月額)	備 考
医療 保 険 分	医 師 組 合 員	平等割	14,500円
		所 得	12,500円 前年診療報酬額 5,000万円× 3 / 1,000 ÷ 12
	家 族	3人	1人 5,400円
後期高齢者支援金分		4人	1人 2,400円
介 護 納 付 金	2人	8,200円	1人 4,100円
合 計		61,000円	

5 保険の給付 (74歳以下の被保険者)

療養の給付

区 分	自己負担割合	備 考
未就学児	2割	
小学校就学児～69歳	3割	
70歳以上	2割	ただし、平成26年4月1日までに70歳となった被保険者は1割
70歳以上	3割	現役並み所得者 (月収28万円以上又は 課税所得145万円以上)

自家診療の給付制限

医師国民健康保険組合は、組合員が被保険者であり、医療担当者であり、また同時に保険者（医療費支払者）でもある特殊な立場上「自家診療」については給付いたしていません。

ただし、真に緊急性があり、地理的な要因のため他の医療機関に受診できないなど特別な事情があった場合、理事会の承認を得て給付する場合があります。

また、70歳以上の被保険者については事前に理事会の承認を得ることにより、初診料、再診料、医学管理等、在宅医療、入院料等、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く療養費について給付しております。

なお、75歳以上の高齢者組合員は本組合に被保険者資格がないため制限はありません。

※療養費支給申請の為、マッサージ、はり・灸の施術を受ける場合の診断書等を組合員の所属する医療機関で出すことも「自家診療」に該当いたします。



医師国民健康保険組合の事業のご案内

療養費の支給

疾病または負傷についての給付は、現物給付（療養の給付）を原則としていますが、急病や旅行中に保険証を持参せずに医療機関で受診したときや、コルセットなどの治療用装具、治療上必要と認められた鍼灸マッサージなど、現物給付が困難なものについては現金給付されます。また、旅行などで海外渡航中に医療機関で受診したときは海外療養費が給付されます。

★支給の条件

組合が現物給付が困難であると認めるとき

- ・ 治療用装具（コルセットなど）、鍼灸マッサージなど
- ・ 柔道整復師による施術も療養費として現金給付となりますが、被保険者の負担の軽減のため事実上現物給付扱いになっています。
- ・ 被保険者が緊急、その他やむを得ない理由で被保険者証を提出しないで保険医療機関で受診したとき
- ・ 海外療養費は、日本国内での保険医療機関などで給付される場合を基準として支給します。あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られます。

出産育児一時金

出産は妊娠85日以上が対象となり、死産、早産、人工流産であっても支給されます。

また、双子等多胎の場合はそれぞれ支給されます。

支給申請方法は、直接支払制度（出産育児一時金を医療機関等へ直接本組合が支払うもの）を利用するか、もしくは出産後に出産を証明するものを添付して所定の様式で申請する方法があります。

葬祭費

医師組合員が死亡したときは、葬祭を行う者に300,000円支給されます。また、次項の傷病手当金を受けずに死亡したときは15日分の傷病手当金が加算されます。

従業員や家族などが死亡したときは100,000円が支給されます。

傷病手当金

6ヶ月以上被保険者である医師組合員が療養のため業務に従事できなくなったときは、15日目から1年間を限度として日額5,000円が支給されます。

高額療養費

暦月（月の初めから終わりまで）の医療費が自己負担限度額を超えたとき、超えた分について支給されます。（事前申請により窓口負担を軽減する事もできます。）

①70歳未満の場合

区分	自己負担限度額
年取 約1,160万円～	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 〈多数回該当:140,100円〉
年取 約770万円～約1,160万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 〈多数回該当:93,000円〉
年取 約370万円～約770万円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 〈多数回該当:44,400円〉
年取 ～約370万円	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

②70歳以上の場合（平成30年7月まで）

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% 〈多数該当:44,400円〉
一般	14,000円 〔年間上限 14万4千円〕	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円



（平成30年8月から）

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
年取 約1,160万円～	252,600円+（医療費-842,000円）×1%〈多数該当:140,100円〉	
年取 約770万円～約1,160万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1%〈多数該当:93,000円〉	
年取 約370万円～約770万円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%〈多数該当:44,400円〉	
年取 ～約370万円	18,000円 〔年間上限 14万4千円〕	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

③特定疾病

人工透析を実施している慢性腎不全及び血漿分画製剤を投与している血友病により、長期に亘り高額な治療を受けなければならない人は、一部負担金が10,000円を超えた時はその超えた分について支給されます。但し、70歳未満の被保険者で月収53万円以上の上位所得者の場合は20,000円を超える分について支給されます。

6 保健事業〈平成30年4月現在〉 (後期高齢者組合員を含む)

人間ドック

医師組合員・後期高齢者組合員とその家族(被保険者のみ)は、下記の病院で実施する人間ドック(一日または一泊コース)を受診することができます。検査費用は一日コースは19,000円、一泊コースは27,000円の自己負担をお願いいたします。

なお、「レディースドック」「特定検診」未受診の方が対象となります。

鹿児島市医師会病院

川内市医師会立市民病院

薩摩郡医師会病院

出水郡医師会立広域医療センター

肝属郡医師会立病院

垂水市立医療センター垂水中央病院

鹿児島市医師会病院をご希望の方は、組合事務局にご予約下さい。

(年齢制限はありません。)

レディースドック

女性の誰もが気になる検査(マンモグラフィー、子宮頸がん細胞診等)を一日で集中して検査いたします。

実施医療機関 鹿児島県民総合保健センター。

本組合被保険者で40歳以上74歳までの女性で当該年度の「特定検診」「人間ドック」未受診の方が対象となります。

※ 自己負担は27,000円となります。

健康診断費用助成事業

35歳以上39歳以下の被保険者(医師、家族、従業員、従業員家族)が健康診断を受診したときその費用の一部(年1回5,000円)を助成します。なお、実施医療機関は自院・他院を問いません。(助成申請書提出が必要、提出期限あり)

インフルエンザ予防ワクチン接種助成

被保険者(医師、家族、従業員、従業員家族)及び後期高齢者組合員が県内の医療機関または自院で接種した場合その費用の一部を助成します。なお、市町村より助成を受けられる方は対象にはなりません。

(助成申請書提出が必要、提出期限あり)

肺炎球菌ワクチン接種助成

65歳以上(接種日)の被保険者及び後期高齢者組合員が県内の医療機関または自院で接種した場合、費用の一部5,000円を助成します。なお、市町村より助成を受けられる方は対象にはなりません。(助成申請書提出が必要)

死亡見舞金

後期高齢者組合員(75歳以上)が死亡された場合、遺族に20万円を支給します。

特定健康診査・保健指導

「高確法」に基づき、40歳以上74歳以下の被保険者全員を対象に、糖尿病などの生活習慣病に着目した健診・保健指導を実施します。

「人間ドック」「レディースドック」未受診の方が対象となります。

7 その他

第三者求償(交通事故等にあったとき)

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをした場合の医療は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、加害者に支払い能力がなかったり、弁償が不十分なときは保険で診療を受けることができます。組合で医療費を一時立て替え、あとで加害者に請求します。加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立してしまうと、保険が使えなくなってしまうことがあります。

交通事故にあい、示談の前に必ず組合にご連絡下さい。